

管理 No.	I 032
--------	-------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：環境部 廃棄物対策課
(産業廃棄物対策係 / 内線:71-2226)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	産業廃棄物処理施設の構造, 規模の変更の許可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
	根拠規定条項	15条2の6-1
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。) (昭和45年法律第137号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。) (昭和46年厚生省令第35号) 奈良市産業廃棄物処理指導要綱(以下「要綱」という。) (平成14年奈良市告示第141号) 産業廃棄物処理施設の構造に関する基準(以下「構造基準」という。) (平成14年) 奈良市産業廃棄物処理施設設置等に係る事務取扱要領(以下「要領」とい う。)(平成14年)
	基準規定条項	法第15条の2の6第2項 法第15条の2 規則第12条~12条の2
	審査基準	要綱 第4条 事業者の責務、計画の策定等 第5条 事前調整対策、処理施設の構造基準遵守（構造基準に定めるところによる） 第7条 申請に先立つ事前協議 第16条 処理施設の検査（技術上の基準等に適合すること） 要領 第3 事前指導（同意の取扱い等について）
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成 年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>15条2の6-1 (変更の許可等)</p> <p>第十五条の二の六 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>法第十五条の二第一項 次の条件への該当を審査</p> <p>(1) 施設の設置に関する計画が、技術上の基準に適合していること。(施行規則に定めるところによる。)</p> <p>(2) 施設の設置計画及び維持管理計画が、産廃処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び配慮が必要な周辺施設について適正な配慮がされていること。(施行規則に定めるところによる。)</p> <p>(3) 申請者の能力が、施設の設置、維持管理を的確に継続でき、基準に適合していること。(施行規則に定めるところによる。)</p> <p>(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人、被保佐人、破産者</p> <p>ロ 禁錮以上の刑で5年を経過しない者</p> <p>ハ 次の法律違反で罰金以上の刑で5年未経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法、浄化槽法、その他環境法規違反 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反 ・刑法(傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任)、暴力行為等処罰に関する法律違反 <p>ニ 法又は浄化槽法の規定による業許可取消5年を経過しない者</p> <p>ホ 一廃処理業・産廃処理業、浄化槽清掃業の許可取消通知後、処分決定までに、廃業届した者で届出日から5年を経過しない者</p> <p>ヘ ホの取り消し通知日60日前以内に廃業届した者で届出日から5年を経過しない者</p> <p>ト 不正、不誠実な行為のおそれがある者</p> <p>チ 暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない場合を含む)</p> <p>リ 未成年で法定代理人がイからチまでのいずれかに該当</p> <p>ヌ 法人で役員又は政令使用人(本・支店の代表者、契約締結権限を有する者)のうちイからチまでのいずれかに該当</p> <p>ル 個人で政令使用人のうちイからチまでのいずれかに該当</p> <p>ヲ 暴力団員等が事業活動支配者</p>